

(仮称)霞ヶ浦田村・沖宿戸崎地区自然再生協議会の進め方(案)

1. 協議会の趣旨について

かつての霞ヶ浦湾奥部の湖岸は、湿地や植生帯など多様な自然環境が連続してみられましたが、現状では、湖岸の自然環境や多様性は大きく損なわれています。

このため、国土交通省、茨城県、並びに水資源機構は、上記のような現状におかれている霞ヶ浦湾奥部の田村・沖宿戸崎地区において、湖岸における多様な自然環境を再生するとともに、平成 17 年度オープン予定の茨城県の霞ヶ浦環境センター(仮称)と連携した環境学習の場等として活用することを目的とし、自然再生推進法に基づく「(仮称)霞ヶ浦田村・沖宿戸崎地区自然再生協議会(以下「自然再生協議会」という。))」を設置し、湖岸環境の再生を図ることと致しました。

自然再生協議会では、当該地区の自然再生の全体的な方向性を定める「自然再生全体構想」を作成するとともに、具体的な事業の実施計画の案について協議を行い、事業の実施及び維持管理に係る連絡調整を行います。

2. 今後の進め方について

協議会の会議では、実質的、効率的に意見交換を進めるため、必要に応じて以下に示すような進め方で行うことを提案します。

(1) 協議会の進行について

○全体会議

事務局から前回協議会の意見等紹介、グループ会議のテーマ説明等を行います。

↓

○グループ会議

1 グループ 10～15 名程度のグループに分かれ、テーマに沿った意見交換を行います。

↓

○全体会議

グループ会議の意見交換結果の発表、とりまとめ及び次回テーマの確認等を行います。

(2) グループ会議について

① 構成

- ・ 人数に応じて数グループ（一般公募委員 10～11 人程度、学識委員、行政委員）に分ける。
- ・ グループ分けは毎回組み合わせを変え、多くの委員と意見交換できるようにする。
- ・ 事務局から、書記係を各グループ 1 人配置する。

② 進め方

- ・ 進行役をグループ内で決める。
- ・ テーマに沿って意見の交換を行う。
- ・ 意見交換は進行ルールに則り、できる限り時間を厳守する。
- ・ 意見は書記が要約し、カードに記入してホワイトボード等に掲示する。
- ・ 進行役は、最後の 10 分程度でテーマ毎に意見を整理する。
- ・ 全体会議で、進行役が各グループの意見について発表する。

(3) 情報公開について

- ・ 毎回の協議会の議事内容については早々に整理し、各委員の方に送付します。
- ・ 協議会の会議（全体会議）の議事要旨及び配布資料に関してはホームページにて公開します。

(4) 協議会の進行ルールについて

自然再生推進法：第 8 条 5 「協議会の構成員は、相協力して、自然再生の推進に努めなければならない」ことから、法の趣旨に基づき下記に定める事項を遵守し、協議会を円滑かつ効率的に進めていくことが必要と考えます。

- ① 発言は進行役の許可を得て、氏名、所属等を明らかにした上でテーマに沿って行う。
- ② お互いの意見をよく聴き、尊重し合いながら、意見交換を行う。
- ③ お互いに協力し、田村・沖宿戸崎地区の自然再生を推進していく。

3. 第2回協議会のテーマについて

第2回協議会のグループ会議においては、自然再生全体構想作成に向けて、委員の皆様が自然再生に対するイメージ、思いを意見交換するために、下記の2つのテーマを提案します。

テーマ1： 田村・沖宿戸崎地区の自然再生のイメージについて

テーマ2： 自然再生事業で取り組みたい内容について

4. 自然再生協議会の今後のスケジュールについて

今後のスケジュール案を、次頁に示します。また、第2回協議会までのスケジュールは下記の様になっています

(1) 現地見学会について

現地を見ながら意見交換を行う場として、現地見学会を 11月10日(水)、11月18日(木) に予定しております。詳細は別紙「田村・沖宿戸崎自然再生地現地見学会の案内」を御覧下さい。

(2) 第2回協議会開催日程について

第2回 「霞ヶ浦田村・沖宿戸崎地区自然再協議会」は、12月11日(土) に予定しております。詳細につきましては早々にご連絡いたします。

自然再生協議会全体スケジュール（案）

